

●香川県告示第20号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成30年1月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第1号（あおのり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町大東川尻地先

イ 点の位置

基点A 吉田埋立地西護岸南角防波堤突端

〃 B 丸亀市牛島東端

〃 C 上真島北端

〃 D 旧沖楯塩田北護岸防砂堤基部

〃 E 旧沖楯塩田北護岸防砂堤基部から60mのところ

〃 F 旧沖楯塩田北護岸東角

〃 G 宇多津港防波堤突端

〃 H 大東川尻左岸護岸突端

〃 I Hから護岸沿い南へ121mのところ設置した標柱

〃 J 北浦埋立地北護岸西角

点 イ AからC見通し線とIからH見通し線との交差点

〃 ロ AからC見通し線とFからB見通し線との交差点

〃 ハ EからJ見通し線とFからB見通し線との交差点

〃 ニ EからJ見通し線とGからイ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

| 名 称     | 時 期           |
|---------|---------------|
| あおのり養殖業 | 4月1日から6月30日まで |

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 綾歌郡宇多津町

2 免許予定日 平成30年4月1日

3 免許の存続期間

計画番号区第1号 平成30年4月1日から同年9月30日まで

4 免許申請期間 平成30年2月22日8時30分から同月23日17時まで